

13 事後調査計画

本事業による工事の実施及び施設の存在・供用による周辺環境への影響については、環境配慮事項を適切に講じ、環境保全措置を確実に実施することにより、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされている。また、国、県又は市が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られていると判断した。

そのうえで事後調査が必要か否かについて、検討を行った結果、予測手法等に起因する予測の不確実性や環境影響の程度が著しいものとなるおそれはないと判断し、事後調査は実施しないこととした。

なお、現地調査により環境基準値超過が確認された土壌、地下水質の状況把握のための定期的な地下水質のモニタリング及び動物の環境保全措置として移殖するワスレナグモの巣穴の定着状況の調査を、表 13.1 に示す環境監視として実施する。

表 13.1 環境監視計画

調査項目		調査方法	調査場所	調査回数
地下水質	砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物の状況	愛知県土壌汚染等対策指針に準じた方法による。 (地下水質モニタリング)	事業実施区域内 (地下水観測井)	<ul style="list-style-type: none"> ・砒素及びその化合物 年1回 ・ふっ素及びその化合物 年4回 ・ほう素及びその化合物 年4回
動物	移殖したワスレナグモの巣穴の定着状況の把握	目視観察による。	事業実施区域内 (移殖した巣穴)	<p>移殖の6ヶ月後までに1回。</p> <p>定着の有無を踏まえ、必要に応じて移殖場所の周辺に範囲を広げて調査を行う。</p>